

山口FPの 事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、59歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

争族を防ぐ生命保険

受取人の指定が可能

こんにちは、山口大介です。年度末を迎え、何かと忙しい時期になりました。今回は争族を防ぐ生命保険の活用についてご紹介しましょう。

相続と生命保険の活用というと、節税対策や納税対策を連想する人も多いことでしょう。しかし生命保険は、「争族対策」としても有効。生命保険は、遺言と同様に受取人を指定することができるからです。

例えば、長男と長女の2人の相続人がいる経営者が、長女に一定の現金を残したいと考えたとしましょう。このような場合、死亡保険金の受取人を長女として、生命保険に入るのも1つの方法です。死亡保険金は、みなし相続財産として「受取人固有の財産」とされ、原則として遺産分割協議と遺留分減殺請求の対象外とされます。残したい人(=長女)に残したい額を残すことが可能で、遺言を書くのと同様の効果を得られます(図1参照。ただし、相続人に著しい不平等が生じた場合は、持ち戻しの対象となることもあります)。また現金で受け取れる生命保険は、自

社株や不動産など分割しづらい資産が相続財産の大半を占めるケースなど、相続財産の代わりに後継者でない子供に支払う代償分割の資金に充てることもできます。

加入には注意点も

争族対策に利用価値の高い生命保険は複数ありますが、個人契約が可能で高齢でも加入しやすいタイプとして一時払終身保険があります。これは一生涯にわたって死亡保障がつく終身保険のうち、契約時に一括して保険料を払い込む保険商品。契約者が死亡または高度障害状態になった場合に保険金が支払われる仕組み(図2参照)で、遺産分割対策に加え、①死亡保険金の非課税限度額の活用、②納税資金準備などにも役立ちます。

生命保険の活用には注意点もあります。まず残す人や額が適切であること、次に目的に合ったタイプの保険を選ぶことです。生命保険は現預金と異なり、早期に解約すると元本割れになる恐れがあり、加入後の見直しがしづらいジレンマもあります。家庭により適切な争族対策は異なります。個々の事情を勘案し適切な助言をしてくれる専門家に相談することをおすすめします。

M

■ 図1 生命保険の特性

	生命保険	現預金
遺産分割対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡保険金は指定された受取人固有の財産となる ● 原則として、遺産分割協議、遺留分減殺請求の対象外となる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺産分割協議の対象となる ● 遺留分減殺請求の対象となる
換金のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要書類を送れば数日程度で死亡保険金を現金で受け取れる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金引き出しには相続人全員の同意と全員の印鑑証明書が必要

■ 図2 一時払終身保険の仕組み (イメージ)

